

経済産業省告示第二百三十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月七から施行する。

平成二十一年七月七日

経済産業大臣 二階 俊博

本則に次の一号を加える。

- 四 非居住者との間で行う金融に関する役務取引であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの